

(參考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成25年2月14日 現在)

| 福島県 | | 出荷制限 | 攝取制限 |
|-----|-------------------------------|---|-----------------------|
| 原乳 | | 2市6町3村 ^{※1} | — |
| 野菜類 | 非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等) | 2市6町3村 ^{※2} | 2市6町3村 ^{※2} |
| | 結球性葉菜類 (キャベツ等) | | |
| | アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等) | | |
| | カブ | | — |
| | 原木シイタケ(露地栽培) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楓葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | 飯館村 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 伊達市、川俣町、新地町 | — |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 相馬市、いわき市 | — |
| | キノコ類 (野生のものに限る。) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楓葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、葛川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村 | 南相馬市、いわき市、棚倉町 |
| | たけのこ | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村 | — |
| | わさび (畑において栽培されたものに限る。) | 伊達市、川俣町 | — |
| | くさてつ(ごごみ) | 福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村 | — |
| | たらのめ(野生のものに限る。) | 福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村 | — |
| | ふきのとう(野生のものに限る。) | 福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町 | — |
| | こしあぶら | 福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、葛川村 | — |
| | ぜんまい | 二本松市、相馬市、いわき市、川俣町 | — |
| | わらび | 福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町 | — |
| | ウメ | 福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町 | — |
| | ユズ | 福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町 | — |
| | クリ | 二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市 | — |
| | キウイフルーツ | 相馬市、南相馬市 | — |
| 雑穀 | 小豆 | 福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) | — |
| | 大豆 | 福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村及び旧富野村の区域に限る。)、郡山市(旧木沢村(白沢村)の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)、大玉村(旧玉野井村の区域に限る。) | — |
| 穀類 | 米 (平成23年産) | 福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。) | — |
| | 米 (平成24年産) | ※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。) | |
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | 秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。) | 新田川(支流を含む。) |
| | ウゲイ | 秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち竜ダムの上流(支流を含む。)ただし、只見ダムの上流を除く。) | — |
| | ウナギ | 福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | アユ(養殖を除く。) | 真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) | — |
| | イワナ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | コイ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | フナ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) | — |
| | サヨリ | 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | — |
| | 水産物40種 ^{※4} | 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | — |
| 肉 | 牛の肉 ^{※5} | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 | — |
| | イノシシの肉 | 福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楓葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、葛川村、川内村、葛尾村、飯館村 | 6市10町4村 ^{※6} |
| | カルガモの肉 | 全域 | — |
| | キジの肉 | 全域 | — |
| | クマの肉 | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、葛川村、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 | — |
| | ノウサギの肉 | 全域 | — |
| | ヤマドリの肉 | 全域 | — |

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮、原町区馬場字下山、原町区馬場字上山、原町区馬場字梯段、原町区馬場字津洋及び原町区大原字和田城の区域に限る)、川俣町(山木屋の区域に限る)、猪葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、

※3 福島県広野町、櫛葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡路町、船引町横道、船引町中山字小塙及び宇下馬沢、常磐町坂下、常磐町山並びに市内国営林福島林管署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字七曲、原町区高倉字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字農業師岳、原町区片倉字行津及原町区平字田和城並びに市内国営林磐梯森林管署2004林班から2087林班までの区域を除く。)、原町村の一部、208林班から219林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、平野町(市立福島市(渡利、寺倉及び南向を除く。)、平野町、旧庭塚村、野田庄村、余日村、旧川崎村(松川町、旧川崎村、旧木村村及び立子山村の区域に限る。)、伊達市(旧月岡町(月岡町有閑閣下、松川町、川原町、向川及び碧隈に限る。)及び保原町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。)に限る。)、旧掛田町(豊山町山野川に限る。)、旧柱沢村(保原町所沢(明知内田、久保田、田中西、内浦、菅原町、河原町、東深瀬、西深瀬及び東田に限る。)及び保原町柱沢(狭井、平宮内、前田、稻荷、妙沙子及び下根に限る。)に限る。)、旧坂本村(梁川町大間守、寺脇、清水、清水沢、松平、久保田、保原町、保原町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。)に限る。)、旧田村(豊山町山野川に限る。)、旧下村(豊山町山野川に限る。)、旧小浜町(豊山町木坂、木坂上村、旧木沢村、旧石臼村、新井坂村、旧田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和佐沢村(白沢村)及び旧本宮村の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧合志村の区域に限る。)、国見町(旧大木村及び旧小坂村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(西袋村の区域に限る。)、川俣町(旧饭坂村の区域に限る。)、三春町(旧沢石村の区域に限る。)、大玉村(玉井庄村の区域に限る。)

※4 アイナメ、アカガレイ、アカシタビラメ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメバル、ウミタガメ、エゾソイアイナメ、キツネメバル、クロウシナシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガサツ、ニベ、ヌマガレイ、ハバガレイ、ヒガングフ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、ホンザメ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ

※5 駅周辺にいわゆる「餌養」している牛について、県外への移動(12月最終未牛のものを差し)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成25年2月14日 現在)

| 青森県 | | 出荷制限 |
|---------------------|------------------|--|
| 野菜類 キノコ類(野生のものに限る。) | | 青森市、十和田市、階上町 |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木クリタケ(露地栽培) | 一関市、奥州市 |
| | 原木シタケ(露地栽培) | 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町 |
| | 原木ナメコ | 大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町 |
| | タケノコ | 一関市、奥州市 |
| | こしあぶら | 盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町 |
| | ぜんまい | 一関市、奥州市、住田町 |
| | せり(野生のものに限る。) | 一関市、奥州市 |
| | わらび(野生のものに限る。) | 陸前高田市、奥州市 |
| 穀類 | 大豆 | 一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。) |
| 穀類 | ソバ | 盛岡市(旧洪沢村の区域に限る。)及び一関市(旧大原町の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。) |
| 水産物 | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | スズキ | |
| | イワナ(養殖を除く。) | 磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。) |
| | ウダイ | 気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。) |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | ヤマドリの肉 | 全域 |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シタケ(露地栽培) | 仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 |
| | タケノコ | 白石市、栗原市、丸森町 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 栗原市、大崎市 |
| | くさそてつ(こごみ) | 気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町 |
| | こしあぶら | 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町 |
| | ぜんまい | 気仙沼市、大崎市、丸森町 |
| 穀類 | 大豆 | 栗原市(旧金田村の区域に限る。) |
| 穀類 | ソバ | 栗原市(旧金成村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、大崎市(旧一栗村の区域に限る。) |
| 水産物 | ヒガシフグ | 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| | ヒラメ | |
| | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | スズキ | |
| | イワナ(養殖を除く。) | 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) |
| 肉 | ウダイ | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。) |
| | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | 全域 |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シタケ(露地栽培) | 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町 |
| | 原木シタケ(施設栽培) | 土浦市、鉾田市、茨城町 |
| | タケノコ | 石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村 |
| | こしあぶら(野生のものに限る。) | 日立市、常陸太田市、常陸大宮市 |
| 水産物 | イシガレイ | |
| | コモンカスペ | |
| | シロメバル | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | スズキ | |
| | ニベ | |
| | マダラ | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | ヒラメ | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | アメリカナマズ(養殖を除く。) | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 |
| | ギンブナ(養殖を除く。) | |
| 肉 | ウナギ | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。) |
| | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) |
| その他 | 茶 | 土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 |

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成25年2月14日 現在)

| 栃木県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------------|---|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町 |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町 |
| | タケノコ | 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 |
| | くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| | こしあぶら(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町 |
| | さんしようと(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市 |
| | ぜんまい(野生のものに限る。) | 日光市、那須町 |
| | たらのめ(野生のものに限る。) | 大田原市、矢板市、市貝町、那須町 |
| | わらび(野生のものに限る。) | 鹿沼市、大田原市 |
| | クリ | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 永野川(支流を含む。) |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |
| その他 | シカの肉 | 全域 |
| | 茶 | 鹿沼市、大田原市 |
| 群馬県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | シカの肉 | 全域 |
| その他 | ヤマドリの肉 | 全域 |
| | 茶 | 渋川市 |
| 埼玉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町 |
| 千葉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 君津市、富津市、山武市 |
| | タケノコ | 木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町 |
| 水産物 | ギンブナ | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |
| その他 | 茶 | 成田市 |
| 新潟県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | 全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。) |
| 山梨県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 |
| 長野県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村 |
| 静岡県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 御殿場市、小山町 |

* 指示出荷制限を除く。当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(參考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年2月14日現在

| 福島県 | | 出荷制限 |
|------------------------------|------------|--|
| 原乳 | | <p>H23.3.21～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.21～4.8解除: 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町</p> <p>H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鶴川町、塙町、矢祭町、いわき市。</p> <p>H23.3.21～4.21解除: 相馬市、新地町</p> <p>H23.3.21～5.1解除: 南相馬市（南相馬市のあるうち、烏島、大内、川子及び塙崎を除く区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。）</p> <p>H23.3.21～6.8解除: 田村市（福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字竹森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.21～10.7解除: 会津若松市、喜多方市、桑折町、天栄町、櫛枝岐村、只見町、北塩原村、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉村、玉川村、広野町、梅葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> |
| | | <p>H23.3.21～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村</p> <p>H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝岐村</p> <p>H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字竹森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>H23.3.21～6.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村</p> <p>H23.3.21～11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）</p> |
| 非球性葉菜類 (ホウレンソウ、 コマツナ等) | ホウレンソウ、カキナ | <p>H23.3.21～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字竹森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）</p> |
| | その他すべて | <p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字竹森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）</p> |
| 結球性葉菜類(キャベツ等) | | <p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字竹森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）</p> |
| アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等) | | <p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村</p> <p>H23.3.23～5.4解除: いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、塙枝岐村、只見町</p> <p>H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字竹森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）</p> |
| カブ | | <p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村</p> <p>H23.3.23～6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字竹森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）</p> |
| 野菜類 | | <p>H23.4.13～: 下記の地域以外</p> <p>H23.4.13～4.25解除: いわき市</p> <p>H23.4.25～: 本宮市</p> <p>H23.4.13～5.16解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町</p> <p>H23.4.13～5.23解除: 川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.10.18～: 二本松市</p> <p>H23.10.19～: 伊達市</p> <p>H23.10.22～: 新地町</p> <p>H23.11.14～: 川俣町</p> <p>H23.10.31～: 本宮市</p> <p>H23.11.14～: 岩瀬町</p> <p>H23.10.31～: いわき市</p> <p>H23.9.6～: 備後町、白瀬町（苔露根園に属する野生キノコに限る。）</p> <p>H23.9.15～: 福島市、喜多方市、磐梯町、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鶴石町、石川町、浅川町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、塙枝岐村</p> <p>キノコ類(野生のものに限る。)</p> <p>H23.10.18～: 喜多方市</p> <p>H24.4.15～: 昭和村</p> <p>H24.10.11～: 塙枝岐村</p> <p>H24.10.18～: 塙枝岐村、北塩原村</p> <p>H23.5.9～: 伊達市、相馬市、喜多方市</p> <p>H23.5.13～: 伊達市、相馬市、喜多方市、磐梯町、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鶴石町、石川町、浅川町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、塙枝岐村</p> <p>たけのこ</p> <p>H23.5.9～6.3解除: いわき市</p> <p>H24.4.9～:</p> <p>H23.5.9～6.2解除: 天米村</p> <p>H23.5.13～6.2解除: 国見町</p> <p>H24.4.16～: 福島市、新地町</p> <p>H24.4.23～: 広野町</p> <p>H24.5.2～: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.5.7～: 須賀川市</p> <p>H24.6.25～: 那須市</p> <p>わさび(畑において栽培されたものに限る。)</p> <p>H24.4.16～: 伊達市、川俣町</p> <p>H23.5.6～: 福島市、桑折町</p> <p>H24.5.1～: 相馬市、伊達市、国見町、川俣町</p> <p>H24.5.2～: 川俣町</p> <p>H24.5.10～: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.5.11～: いわき市、桑折町</p> <p>H24.5.12～: 伊達市、桑折町、国見町</p> <p>H24.5.13～: 福島市、新地町</p> <p>H24.5.14～: 川俣町</p> <p>H24.5.15～: 大玉村、西郷村</p> <p>H24.5.16～: 川俣町</p> <p>ふきのとう(野生のものに限る。)</p> <p>H24.4.9～: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町</p> <p>H24.4.16～: 伊達市、桑折町、国見町</p> <p>H24.5.2～: 福島市、二本松市</p> <p>H24.5.6～: 那須市、白瀬町、喜多方市、会津美里町、棚倉町、塙町</p> <p>H24.5.10～: 伊達市、国見町、矢祭町、下郷町、大玉村、西郷村、鶴川村</p> <p>H24.5.14～: 川俣町</p> <p>こしあぶら</p> <p>H23.6.8～: 须賀川市、喜多方市、磐梯町、田村市、白河市、相馬市、南相馬市</p> <p>ぜんまい</p> <p>H24.5.10～: 相馬市、伊達市</p> <p>H24.5.24～: 川俣町</p> <p>わらび</p> <p>H24.5.17～: いわき市、伊達市、川俣町、国見町</p> <p>H24.5.18～: 喜多方市、磐梯町、田村市、白河市、相馬市、南相馬市</p> <p>H24.6.3～: 伊達市、桑折町</p> <p>H24.6.6～: 国見町</p> <p>ウメ</p> <p>H24.6.6～: 伊達市、桑折町</p> <p>H24.6.8～: 须賀川市、喜多方市、磐梯町</p> <p>H24.6.10～: いわき市</p> <p>H23.6.6～H24.7.1解除: 伊達市</p> <p>ユズ</p> <p>H23.8.29～: 福島市、南相馬市</p> <p>H23.10.14～: 伊達市、桑折町</p> <p>H24.1.10～: いわき市</p> <p>クリ</p> <p>H23.9.12～: 伊達市、南相馬市</p> <p>H24.10.12～: いわき市</p> <p>キウイフルーツ</p> <p>H23.12.9～: 伊達市、相馬市、南相馬市</p> |

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年2月14日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年2月14日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成25年2月14日現在

| 栃木県 | | 出荷制限 | |
|-----------------|--|--|--|
| ホウレンソウ | H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、猿谷町 H23.3.21～4.21解除: 全域 | | |
| カキナ | H23.3.21～4.14解除: 全域 | | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H24.4.2～: 日光市、真岡市、那須塩原市、荒子町、那珂川町 H24.4.2～: 鹿沼市 H24.4.9～: 矢板市 H24.4.15～: 大田原市 H24.4.28～: 塩谷町 H24.10.10～: 那須烏山市 H24.5.1～: 那須塩原市、那須町 H24.5.7～: 日光市、大田原市 H24.8.13～: 矢板市 | | |
| タケノコ | H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、荒子町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～: 栃木市、壬生町 | | |
| 原木シタケ(露地栽培) | H24.2.15～: 大田原市、矢板市 H24.4.10～: 芳賀町、那須町 H24.4.12～: 大田原市 | | |
| 原木シタケ(施設栽培) | H24.4.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.28～: 壬生町 H24.5.28～: 真岡市 H24.11.29～: 日光市 H25.1.7～: 鹿沼市、矢板市 | | |
| 野菜類 | H24.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H24.11.14～: 足利市、鹿沼市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、高根沢町 H24.4.12～: 大田原市 H24.4.29～: さくら市 H24.8.4～: 真岡市 H24.11.29～: 壬生町 H25.1.7～: 鹿沼市、矢板市 | | |
| 原木クリタケ(露地栽培) | H24.4.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.28～: 芳賀町、那須町 H24.4.30～: 大田原市、壬生町 H24.4.31～: 鹿沼市 H24.5.1～: 真岡市 H24.11.12～: 那珂川町 H24.11.19～: 那須烏山市 H24.12.11～: 大田原市 H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 那須塩原市 H24.5.3～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2～: 宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7～: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.18～: さくら市(野生のものに限る。) H24.5.1～: 宇都宮市、日光市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.19～: 大田原市 H24.5.27～: 日光市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 大田原市、矢板市 H24.4.28～: 那須町 H24.4.29～: 大田原市、那須町 H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.8.14～: 那須塩原市、那須町 H24.8.19～: 大田原市 | | |
| 原木ナメコ(露地栽培) | H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 那須塩原市 H24.5.3～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2～: 宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7～: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.18～: さくら市(野生のものに限る。) H24.5.1～: 宇都宮市、日光市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.19～: 大田原市 H24.5.27～: 日光市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 大田原市、矢板市 H24.4.28～: 那須町 H24.4.29～: 大田原市、那須町 H24.5.30～: H24.9.28解除: 茅井川(支流を含む。ただし、茅井川及びその支流を除く。) H24.5.30～: H25.1.25解除: 武茂川(支流を含む。)及び那須大畠内の那須川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙谷ダムの上流及びその支流を除く。) | | |
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。) ウグイ(養殖を除く。) | H24.9.10～H25.1.25解除: 那須大畠内の那須川のうち日光市足尾町内の区间(支流を含む。ただし、鹿甲川との合流点から下流の部分に限る。) H24.8.19～: 那珂川(支流を含む。) H24.8.20～: 那須大畠内の那須川のうち日光市足尾町内の区间(支流を含む。) | |
| 肉 | 牛の肉 イノシシの肉 シカの肉 | H23.8.2～H23.8.25前解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛の肉を除く。) H23.12.2～H23.2.5前解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.3.2～: 金城 | |
| その他 | 茶 | H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市 | |
| 群馬県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | ホウレンソウ カキナ キノコ類(野生のものに限る。) | H23.3.21～4.9解除: 全域 H23.3.21～4.9解除: 全域 H24.8.25～: 桐生市、東吾妻町、綿麻村 H24.10.10～: 高山村 H24.10.18～: 安中市 H24.10.23～: 那須町 H24.11.13～: みなかみ町 | |
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。) | H24.4.27～: 芦川(支流を含む。) H24.4.27～H24.9.28解除: 茅井川(支流を含む。ただし、茅井川及びその支流を除く。) | |
| 肉 | 牛の肉 イノシシの肉 シカの肉 | H23.8.2～H23.8.25前解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛の肉を除く。) H23.12.2～H23.2.5前解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.3.2～: 金城 | |
| その他 | 茶 | H23.6.30～H24.5.28解除: 組生市 | |
| 埼玉県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.18～: 桐生町、逢原町 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.5～: 鹿沼町 | |
| 千葉県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | ホウレンソウ ショウギク、テンゲンサイ、サンチュ バセリ セルリー | H23.4.4～4.22解除: 沢市、香取市、多古町 H23.4.4～4.22解除: 沢市 H23.4.4～4.22解除: 沢市 H23.4.4～4.22解除: 沢市 | |
| 水産物 | タケノコ | H24.4.5～: 千葉市、木更津市 H24.4.6～: 美浜子町、鴨川 H24.4.7～: 沢井町、柏市、白井市 H24.4.11～: 鹿嶋市 H24.4.12～: 鹿嶋市 H24.4.18～: 芝山町 | |
| 農産物 | 原木シタケ(露地栽培) | H23.10.11～: 美浜子町、鴨川 H23.11.18～: 鹿嶋市 H23.12.22～: 佐倉市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.18～: 山武市 H24.11.14～: 富津市 H24.5.18～: 山武市 H24.11.14～: 富津市 H24.11.14～: 富津市 H24.12.14～: 富津市 | |
| 水産物 | キンブナ | H24.7.19～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。) | |
| 肉 | イノシシの肉 | H24.11.5～H25.1.18前解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) | |
| その他 | 茶 | H23.6.2～: 鹿田町 H23.8.2～9.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.2解除: 鹿沼市 H23.8.2～H24.5.2解除: 八街市 H23.8.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市 | |
| 栃木県 | | 出荷制限 | |
| その他 | 茶 | H23.6.2～9.2解除: 南足柄市 H23.6.2～9.10解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 豊田町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.11解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.1.19解除: 清川勝町 | |
| 新潟県 | | 出荷制限 | |
| 肉 | クマの肉 | H24.11.5～: 全域(佐渡市及び東島南村を除く。) | |
| 山梨県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.26～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 | |
| 長野県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.9.20～: 雪井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小海町、南牧村 H24.10.11～: 佐久市 | |
| 静岡県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.11.5～: 御殿場市、小山町 | |

* [] の箇所は、出荷制限の対象

（參考資料 3）

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する規制の実績：平成25年2月14日現在

※ [REDACTED] の値所は攝取制限の対象